

愛媛県自動車整備振興会中予支部青年部規約

第1条（名称）

本会（以下、会と称す）は愛媛県自動車整備振興会中予支部、青年部と称す。

第2条（目的）

会は、会員相互の親睦を深めながら各種研修を通じて各事業所及び中予支部の発展を図り、自動車社会の繁栄に寄与する事を目的とする。

第3条（活動）

会は、前条の目的を達する為に以下の活動を行う。

- (1) 整備業の技術向上及び経営の合理化に関する調査・研究に関する活動
- (2) 整備業及び販売業に関する情報・知識の収集交換に関する活動
- (3) 会員相互の親睦に関する活動
- (4) その他、会の目的達成に必要な活動

第4条（会員構成）

会員は、中予支部に事業所を置く愛媛県自動車整備振興会会員の後継者もしくは事業場責任者で、かつ20歳以上の青年で構成する。

第5条（入会）

前条の資格を有し入会を希望した者で、役員会の承認を得るものとする。

第6条（退会）

退会は、以下の場合退会とする。

- (1) 前条の資格を失った者
- (2) 退会届けを会長に提出し、役員会で承認された者
- (3) 会の名誉を著しく傷つけた場合、又、不適格と認められ総会において除名された者

第7条（役員・理事）

役員は親会中予支部ブロックに準じ、各ブロックより会員の互選により1名以上を選出する。

理事は、役員の中から互選により総会において承認を得る。

役員及び理事の任期は2年とし再任は妨げないものとする。

会に次の役員を置く。（但し、副会長は3名以内とする）

会 長 1名・副会長 3名・理 事 若干名・監 事 2名・会 計 1名

第8条（会費）

会費は、月額 1,000円、一年分12,000円を毎年度始めに徴収し、納入した会費は返還しない。

又、特別会費として会の運営上特に必要と認められた場合、役員会の決議により臨時会費を徴収できるものとする。

会の運営は会費、寄付金、その他の収入を以て行う。

第9条（会計）

会計は会費、寄付金、その他の収入金により経理するものとする。

会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第10条（慶弔規定）

慶弔関係につき下記の規定に定める。

慶 事 本人結婚 祝電

弔 事 1親等 5,000円

その他役員と相談の上決定する。

第11条（精算）

会が解散したときは、会長が清算人となる。

清算人は会を代表し、精算に必要な一切の行為をなす権限を有す。

付 則

この規約は、平成19年 7月29日より実施する。

（第7条 一部改正）平成21年4月25日

（第4条 一部改正）平成22年4月28日

（第4条 一部改正）平成24年4月28日